

ご利用  
ください  
各種  
補助制度

① 防災用品購入補助金

☎ 71・2119 FAX 72・6739  
☎ 71・2495 FAX 72・3176

防災用品の購入に対して補助金を交付します。本年度が事業の最終年度となります。

- **補助金額** 購入費の3分の1（上限5000円）。避難行動要支援者または登録要件に該当する人がいる世帯で防災ラジオを購入する場合は3分の2（上限1万円）。
- **補助対象** 本年度中に購入した次の①・②の購入額の合計
  - ① 飲料水（清涼飲料水を除く）と食料品（賞味期限が1年以上）
  - ② 市指定の防災ラジオ（ラジオ

に使う乾電池、外部アンテナ、設置工事費、代金引換手数料や送料を含む）  
※①②に追加して、非常持出袋、懐中電灯、応急手当セット、家具の転倒防止器具などの防災用品も補助対象。  
● **申請（年度内に同一世帯1度限り）**  
本年度内に、補助金交付申請書と必要書類を危機管理課（2階 東側窓口）または各支所地域課へ提出。詳細は問い合わせいた  
だくか、市HPをご覧ください。  
申請時は印章を持参ください。  
**3日以上を目安に備蓄を**  
大規模災害時には、食料品の調達に3日以上、水道復旧に10日以上  
の時間を要した地域もあります。  
日ごろから家庭内で最低3日分、できれば1週間分の食料品、飲料水を各家庭で備蓄しましょう。

② 特殊詐欺等被害防止  
対策機器購入補助金

☎ 71・2495 FAX 72・3176



- **補助金額** 対象機器の購入および設置に要する費用の2分の1（上限5000円）
- **対象機器** ①相手方に録音する旨を伝え、通話を自動録音し、未登録の電話番号からの着信
- **補助金額** 対象機器の購入および設置に要する費用の2分の1（上限5000円）
- **対象機器** ①相手方に録音する旨を伝え、通話を自動録音し、未登録の電話番号からの着信

③ 新エネルギー・雨水資源化機器等の設置費用助成

地球温暖化対策や資源の有効利用を推進するため、申請者本人が住む市内の住宅への新エネルギー活用や雨水の資源化機器等の設置費用を助成します。補助額に限りがあるため、早めに申し込みください。

- ① **住宅用太陽熱高度利用システム**  
● **補助金額** 太陽熱高度利用システムおよび当該設備の設置に要する経費の5分の1（上限4万円）
- **対象機器** 住宅の屋根に設置する不凍液などを強制的に循環する太陽熱集熱器と、集めた熱エネルギーを貯蔵する蓄熱槽によって構成される給湯、冷
- ② **住宅用太陽光発電システム**  
● **補助金額** 太陽電池1誌あたり3万円（上限12万円）
- **対象機器** 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力値が10誌未満の対象システム
- ③ **住宅用雨水貯留施設**  
● **補助金額** 設置費用の2分の1（100ℓ以上500ℓ未満の場合・1基あたり上限2万5000円、500ℓ以上の場合・1基あたり上限5万円、合併浄化槽等から転用するものの場合・上限5万円）
- **対象施設** 雨水を貯留するための構造をもつ施設で、住宅

④ 生垣設置・ブロック塀撤去費用助成

住宅地の緑化促進と、安全・安心なまちづくりを目指し、生垣設置とブロック塀撤去費用を助成します。

- **補助対象経費・金額（同一敷地に對して1度限り。①・②の併用可）**  
① 長さ3以上の新たな生垣設置に関わる費用（苗木、土、肥料等や造園業者の委託費用含む）の2分の1以内（上限5万円）  
② ブロック塀を撤去し生垣設置する場合の撤去費用（解体、運搬、処分費、工事請負費含む）の2分の1以内（上限15万円）
- **対象者** 新たに生垣を設置またはブロック塀等の撤去に合わせ新たに生垣を設置する、市税を完納している次の要件を満たす市民
- **申請（樹種に要件があります）**  
申請書は建築住宅課（2階 番窓口）から入手できます。詳細は問い合わせいただきます。市HPをご覧ください。

☎ 71・2242 FAX 72・3569

※着工前に申請が必要です。

ブロック塀等の安全点検に  
鉄筋探査機をご利用ください

鉄筋の有無を確認する鉄筋探査機を無料で貸し出しています。貸出手順の詳細は問い合わせいただきます。広報あづみの1月23日号（285号）または市HPをご覧ください。

～出生・入学・結婚・住宅新築～ 人生の節目に記念樹をプレゼントします

- **配布期間** 5月7日（火）～10月31日（木）（予定）
- **対象者** 市内に住所を有し、市税を完納している人で、次の記念項目に該当する人
  - ① 2018年4月1日から2019年3月31日までの期間
    - ▷ 婚姻した人
    - ▷ 出生した子の保護者
    - ▷ 市内に住宅家屋（店舗併用住宅を含む）を新築（全面改築を含む）または新築住宅を購入した人（2本配布）
  - ② 2019年4月以降
    - ▷ 小学校へ入学した子の保護者
- **申し込み** 8月31日（土）までに申請書を建築住宅課（2階 番窓口）、各支所地域課へ直接または郵送。申請書は建築住宅課、各支所地域課または市HPから入手できます。5月以降に記念樹等交換券（取扱店一覽同封）を送付します。取扱店へ交換券を持参し、苗木と用土を受け取ってください。植栽後1カ月以内に写真を添付の上、報告書を提出してください。
- **提出先** 〒399-8281（住所記載不要）建築住宅課宛  
☎ 71・2242 FAX 72・3569